建築士の資格を取得された皆様へ

改正宅地建物取引業法に対応した

既存住宅状況調査技術者講習のご案内

建築士会CPD認定プログラム

● 国土交通省の定める講習を修了した建築士のみが実施できる業務です

既存住宅状況調査（インスペクション）とは、
専門的な知識を持った建築士が
建物の劣化や不具合の状況を確認する調査です



- 構造耐力上主要な部分の調査
- 雨水の浸入を防止する部分の調査
- 耐震性に関する書類の確認



室内調査



外壁調査



床下調査

**既存住宅状況調査を行うことで安心して購入の判断ができ、
購入後の維持管理やリフォームの計画が立てやすくなります**

●建築士の資格があると既存住宅状況調査技術者講習の受講ができます

受講対象　一級建築士、二級建築士または木造建築士

受講内容

講義❶（120分） → **講義❷（180分）** → **質疑応答（10分）** → **修了考査（50分）**

- 講義❶
 - 既存住宅流通市場の現状と国の取り組み状況
 - 既存住宅状況調査の概要
 - 遵守事項、調査の手順、情報開示　等
- 講義❷
 - 既存住宅状況調査方法基準とその概要
 - 調査報告書の記入
 - 住宅瑕疵　等

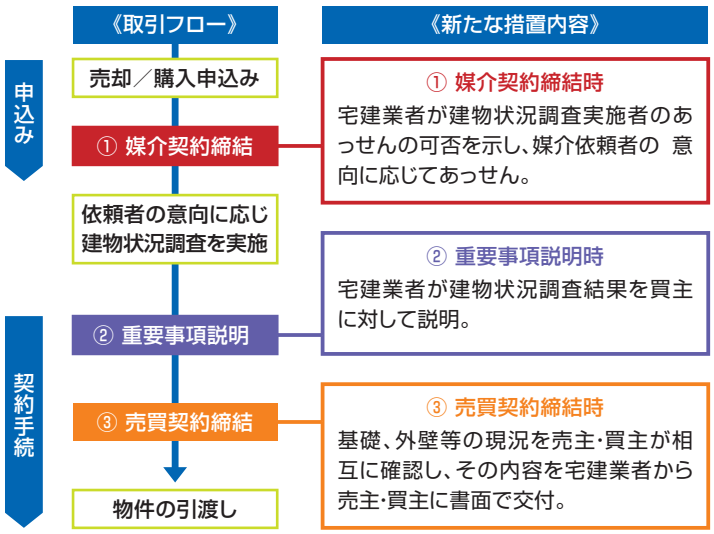
受講料　WEB申込➡21,450円（税込）　郵送申込➡22,000円（税込）

※テキスト・修了証明書交付費用等含む

●長期優良住宅化リフォーム推進事業における現況検査も可能
●[フラット35] 維持保全型についても対象

●宅地建物取引業法の改正に伴い、平成30年4月から建物状況調査等に関する措置が施行されました。

平成28年6月、宅地建物取引業法が改正され、売主・買主が安心して既存住宅の取引ができる市場環境を整備することを目的に、既存建物の取引に係る情報提供の充実に関する以下の三つの措置が講じられました。これらの措置は、平成30年4月から施行されました。
但し、報酬を得て調査業務を行うことは建築士事務所に属する方のみに限られます。



日本建築士会連合会ホームページ「既存住宅状況調査技術者のご案内」はこちら
https://www.kenchikushikai.or.jp/koshukai/kizonjyutakujyokyochosa.html

●是非この機会にご受講ください

公益社団法人　日本建築士会連合会
TEL：03-3456-2061　MAIL：info@kenchikushikai.or.jp

※既存住宅状況調査事業は、建築士の資質の向上に資する事業です。